

## 産業廃棄物収集運搬処分業務委託仕様書

### 1 目的

排出事業者 堺市（以下「発注者」という。）と廃棄物収集運搬処分業者である\_\_\_\_\_（以下「受注者」という。）は、発注者の事業場 堺市北区百舌鳥赤畠町1丁3番地1 から排出される産業廃棄物の処分を次のとおり実施する。

### 2 法の遵守

発注者及び受注者は、処理業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法律を遵守すること。

### 3 委託業務名称

軽自動車税原動機付自転車等標識収集運搬処理業務

### 4 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本仕様書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本仕様書に添付する。

[産業廃棄物収集運搬業]	[産業廃棄物処分業]
許可都道府県・政令市：	許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：	許可の有効期限：
事業区分：	事業区分：
産業廃棄物の種類：	産業廃棄物の種類：
許可の条件：	許可の条件：
許可番号：	許可番号：

### 5 委託する産業廃棄物の種類及び数量

種類：金属くず（原動機付自転車等標識及び付属金属くず）

数量：約 500 k g (段ボール約 60 箱)

## 6 産業廃棄物の運搬の最終目的地の所在地

---

## 7 処分または再生場所 方法及び能力

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を次のとおり処分または再生する。

- ・事業場の名称 : \_\_\_\_\_
- ・所在地 : \_\_\_\_\_
- ・処分または再生の方法 : \_\_\_\_\_
- ・施設の処理能力 : \_\_\_\_\_

8 産業廃棄物の再生（予定）は、別紙「産業廃棄物の再生並び最終処分の予定事業所リスト」のとおりとする。

9 産業廃棄物の最終処分（予定）は、別紙「産業廃棄物の再生並び最終処分の予定事業所リスト」のとおりとする。

## 10 委託契約の有効期間

契約締結日から令和7年3月31日

## 11 電子情報処理組織（電子マニフェストシステム）の利用

- (1) 産業廃棄物の処理にあたっては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるときはこの限りではない。
- (2) 前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、発注者の承諾を得ること。  
なお、その事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行うこと。
- (3) 受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開確認番号を発注者へ提示すること。
- (4) 受注者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

12 発注者が受注者に支払う料金

金額 \_\_\_\_\_円

13 受注者が当該委託契約に係る産業廃棄物の積替えまたは保管については、

- 行わない。
- 行う。積替保管は法令に基づき、かつ、契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合、安定型産業廃棄物は、他の産業廃棄物と混合することができるものとする。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。
- 行う。積替保管は法令に基づき、かつ、契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合、安定型産業廃棄物は、他の産業廃棄物と混合することができるものとする。なお、積替保管の場所において受託した産業廃棄物を選別し、有価物の拾集を行ったときは、その旨と拾集量をマニフェストに記載することにより発注者に通知するものとする。なお、この場合において、拾集した有価物の責任は全て受注者にあるものとする。
- 行う。積替保管は法令に基づき、かつ、契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合、当該委託契約に係る産業廃棄物を他の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。
- 行う。積替保管は法令に基づき、かつ、契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合、当該委託契約に係る産業廃棄物を他の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において受託した産業廃棄物を選別し、有価物の拾集を行ったときは、その旨と拾集量をマニフェストに記載することにより発注者に通知するものとする。なお、この場合において、拾集した有価物の責任は全て受注者にあるものとする。

14 発注者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報

イ 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項

回収したナンバープレート。有害廃棄物は含まず、現状のままで排出する。

ロ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項

あり ( )・なし

ハ 他の産業廃棄物との混合により生ずる支障に関する事項

あり ( )・なし

ニ 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であって、日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項

(1)廃パソコンコンピュータ、(2)廃ユニット形エアコンディショナー、(3)廃テレ

ビジョン受信機、(4)廃電子レンジ、(5)廃衣類乾燥機、(6)廃電気冷蔵庫、(7)廃電気洗濯機

あり（ ）・なし

ホ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物が含まれる場合はその事項

あり（ ）・なし

ヘ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

あり（ ）・なし

15 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る前号の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項

処理は1回のみであるため変更なし

16 受託業務終了時の受注者の発注者への報告に関する事項

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、業務終了報告書を提出すること。ただし、業務終了報告書は、受渡確認票（紙マニフェストの場合はその写し）で代えることができる。

17 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取り扱いに関する事項

発注者及び受注者は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。

発注者又は受注者から契約を解除した場合に、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

イ 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、受注者に対して償還を請求することができる。

## (2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のものとある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって引き取ることを要求し、もしくは受注者自ら発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

## 18 収集に関する注意事項

収集運搬許可車両による運搬日については事前に堺市と協議すること。

## 19 その他

- (1) 暴力団等の排除について、別記に定めるとおりとする。
- (2) 運搬中は回収した標識の落下防止のため、荷台をシートで覆う等の措置を講じること。
- (3) 受注者は標識の保管場所に施錠するなど標識の管理には十分注意し、標識の紛失、滅失又は盗難などの事故防止に努めることとし、事故が発生した場合には、本市が指示する対応策を講じるとともに、損害賠償の責任を負わなければならない。
- (4) 本市が、事務所・処理施設等立入検査を要求したときは、これに従うこと。
- (5) 本業務により排出した原動機付自転車等標識は、最終的に標識として再利用ができない形にして処分すること。
- (6) この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度発注者、受注者が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

産業廃棄物の再生並び最終処分の予定事業所リスト

1) 発注者から、受注者に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)をつぎのとおりとする。

最終処分先の 番号	中間処理後の 産業廃棄物の種類	最終処分を行う 事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

2) 発注者から、受注者に委託された産業廃棄物の再生(予定)をつぎのとおりとする。

再生先の番号	中間処理後の 産業廃棄物の種類	再生を行う 事業場の名称	所在地	再生方法	施設の処理能力